

副 本

平成27年(ワ)第1632号 個人番号利用差止等請求事件

原 告 三戸部尚一 ほか5名

被 告 国

答 弁 書

平成28年2月2日

仙台地方裁判所第1民事部合A係 御中

被告指定代理人

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局訟務部 (送達場所)

(電 話 022-225-5773)

(FAX 022-225-6233)

部 付 佐 藤 友 弥

部 付 瓜 生 容

上 席 訟 務 官 菅 原 真 紀 子

訟 務 官 齋 藤 広 全

法 務 事 務 官 齋 藤 稔 廣

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目9番13号

三会堂ビル8階

内閣府大臣官房番号制度担当室

参 事 官 補 佐 本 間 貴 明

主 査 山 口 大 樹

主 査 中 井 雄 三

主 査 安 倍 健 一



〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

中央合同庁舎2号館

総務省自治行政局住民制度課

理 事 官 名 越 一 郎



本人確認情報保護専門官 内 海 隆 明



係 長 木 上 浩 輔



総務事務官 青 野 洋



総務事務官 國 信 綾 希



総務事務官 細 川 敬 太



総務事務官 稻 垣 嘉 一



**第1 請求の趣旨に対する答弁**

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

なお、請求の趣旨第3項につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付す場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする  
こと

を求める。

**第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張**

追って準備書面において明らかにする。

以 上